

トリメトプリムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年1月20日～令和3年2月18日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び肥料・飼料等専門調査会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>推定摂取量の数値自体は僅少ですが、基準値と推定摂取量の桁が同じ(0.0042と0.0015)なのが気になります。ちょっとしたことで、推定摂取量が上回る可能性がありますので、基準値を見直すべきではないでしょうか？</p>	<p>今回の評価は、現行のリスク管理措置の妥当性に着目した形での評価要請があり、食品健康影響評価を行ったものです。</p> <p>今回、指標としたもののうち EMEA により設定された ADI 0.0042 mg/kg 体重/日は、健康なヒトの腸内細菌の発育を阻止する濃度を基に、ヒトの腸内細菌に影響を与えない量を評価して設定した微生物学的 ADI の値です。抗菌性物質の評価では、毒性学的 ADI と微生物学的 ADI を算出し、両者が異なる場合は、値の低い方をその物質の ADI としており、体重当たり及び 1 日当たりの摂取量が ADI を超えない場合、ヒトが一生にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと考えられ、国際的な考え方も同様です。</p> <p>今回の評価では、現行のリスク管理における体重当たり及び 1 日当たりの推定摂取量は、当該 ADI の値を超えないことから、本成分が現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、本成分の食品を介したヒトの安全性は担保されていると考えます。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。